



県章

# 滋賀県公報

令和2年(2020年)  
8月21日  
第133号  
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 規 則	
※滋賀県生活困窮者自立支援法施行細則の一部を改正する規則 (健康福祉政策課)	1
○ 告 示	
熊本県の一部の地域における県税に係る申告等の期限の延長 (税政課)	10
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の 廃止の届出 (障害福祉課)	10
道路区域の変更 (道路保全課)	11
浸水警戒区域の指定 (流域政策局)	11
○ 公 告	
第49回採石業務管理者試験実施公告 (モノづくり振興課)	11
県営土地改良事業に係る特別減歩指定公告 (耕地課)	12
公共測量終了公告 (監理課)	13
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告 (住宅課)	14
○ 農業農村振興事務所公告	
土地改良区定款変更認可公告 (東近江)	14

## 規 則

滋賀県生活困窮者自立支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年8月21日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第85号

### 滋賀県生活困窮者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

滋賀県生活困窮者自立支援法施行細則 (平成27年滋賀県規則第25号) の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号中「または」を「もしくは」に、「ことを」を「ことまたは申請日の属する月において就業している申請者の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該申請者の責めに帰すべき理由または当該申請者の都合によらないで減少し、当該申請者の就労の状況が離職または事業を廃止した場合と同等程度の状況にあることを」に改める。

第7条第1項中「いう。）」の右に「(施行規則第3条第2号に該当する受給者を除く。）」を加え、同条第2項中「受給者の」を削り、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定は、施行規則第3条第2号に該当する受給者について準用する。この場合において、同項中「当該届出を行った日」とあるのは、「支給決定を受けた日」と読み替えるものとする。

第9条第4項および第5項中「給付の」を「支給の」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(支給中断等)

**第9条の2** 受給者は、疾病または負傷により求職活動等を行うことが困難となった場合において、給付金の支給の中断を希望するときは、生活困窮者住居確保給付金支給中断届 (別記様式第14号の2) に疾病または負傷により求職活動等を行うことが困難である旨を証明する文書を添えて健康福祉事務所に届け出なければならない。

2 健康福祉事務所長は、前項の規定による届出があったときは、給付金の支給を中断するものとする。

3 健康福祉事務所長は、前項の規定による給付金の支給の中断を決定したときは、生活困窮者住居確保給付金支給中断通知書 (別記様式第14号の3) により受給者に通知するものとする。

4 受給者は、求職活動等を再開する場合において、第2項の規定による中断に係る給付金の支給の再開を受けよう

とするときは、生活困窮者住居確保給付金支給再開申請書(疾病または負傷)(別記様式第14号の4)に次に掲げる書類を添えて当該健康福祉事務所長に申請しなければならない。

(1) 申請者の住所を確認することができる書類の写し

(2) 申請者および申請者と同一の世帯に属する者のうち収入があるものについて、その収入の額を確認することができる書類の写し

(3) 申請者および申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し

5 健康福祉事務所長は、給付金の支給の再開を決定したときは、生活困窮者住居確保給付金支給再開通知書(疾病または負傷)(別記様式第14号の5)により受給者に通知するものとする。

6 受給者は、第3項の決定のあった日から前項の決定のあった日までの間、毎月1回、健康福祉事務所長に対し、疾病または負傷および生活の状況を報告しなければならない。ただし、健康福祉事務所長が報告することを要しないと認める場合は、この限りでない。

第10条第1項中第6号を第9号とし、第5号を第6号とし、同号の次に次の2号を加える。

(7) 第9条の2第3項の規定による中断を決定した日から2年を経過したとき。

(8) 第9条の2第6項の規定による報告を怠ったとき。

第10条第1項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 受給者が禁錮以上の刑に処されたとき。

別記様式第1号(表)を次のように改める。

## 別記

## 様式第1号(第4条関係)

(表)

## 生活困窮者住居確保給付金申請時確認書

## (誓約事項)

- 生活困窮者住居確保給付金の受給期間(以下「受給期間」という。)において、次の求職活動等要件(生活困窮者自立支援法施行規則(平成27年厚生労働省令第16号)第3条第2号に該当する者については、次の(1)に限る。)を満たすことまたは健康福祉事務所長が作成する計画に基づく就労支援を受けること。
  - 月4回以上健康福祉事務所が実施する面接等の支援を受けること。
  - 月2回以上公共職業安定所が実施する職業相談を受けること。
  - 原則週1回以上求人先へ応募を行うまたは求人先の面接を受けること。
- 申請者および申請者と同一の世帯に属する者(以下「申請者等」という。)のいずれもが国の雇用施策による給付または地方自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を受けていないこと。
- 再支給の申請ではないこと(過去に住居確保給付金を受けたことがない。)、または、再支給の申請であるが、従前の支給決定後に常用就職した後に新たに解雇(本人の責に帰すべき重大な理由による解雇を除く。)されたこと。
- 申請者等のいずれもが暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではないことおよび受給期間中においても暴力団員にならないこと。

## (同意事項)

- 次のいずれかに該当した場合には、生活困窮者住居確保給付金の支給が中止されること。
  - 誠実かつ熱心に就職活動を行わない場合または就労支援に関する健康福祉事務所長の指示に従わない場合
  - 生活困窮者住居確保給付金の受給者(以下「受給者」という。)が常用就職または受給者の給与その他業務上の収入を得る機会が増加し、かつ就労に伴い得られた収入が収入基準を超える場合またはそのことを健康福祉事務所長に報告しない場合
  - 生活困窮者住居確保給付金の支給決定後、当該支給決定に係る住宅から退居した場合(受給者の責に帰すべき事由以外の事由により転居する場合または健康福祉事務所長の指導に基づき当該健康福祉事務所の所管区域内で転居する場合で、あらかじめ当該健康福祉事務所長の支給決定の変更を受けたときを除く。)
  - 偽りその他不正の手段により生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた場合
  - 生活困窮者住居確保給付金の支給決定後、受給者および受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員であると判明した場合
  - 支給決定後、受給者が禁錮以上の刑に処された場合
  - 受給者が生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けることとなった場合その他法令の規定による生活困窮者住居確保給付金に相当する給付の支給を受けることとなった場合
  - 支給決定後、疾病または負傷のため住居確保給付金の支給を中断した場合において、中断を決定した日から2年を経過した場合
  - 中断期間中において、受給者が毎月1回の面談等による報告を怠った場合
  - 前各号に掲げるもののほか、給付金を支給することができない事情が生じた場合
- 生活困窮者住居確保給付金の支給決定後、健康福祉事務所の職員が申請者の賃貸住宅を訪問し、その入居の状況を確認することがあること。
- 生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第15条第1項の規定に基づき、報告もしくは文書その他の物件の提出もしくは提示を命じ、または健康福祉事務所の職員が質問することがあること。
- 生活困窮者住居確保給付金の支給に必要な限度において、暴力団員に該当するかどうかを確認するため、健康福祉事務所長が官公署に対し、必要な情報を求めること。
- 生活困窮者住居確保給付金の支給および総合支援資金の融資を行うために必要となる範囲内で、健康福祉事務所および社会福祉協議会の間で必要な情報を相互利用すること。

年 月 日  
(宛先)  
健康福祉事務所長

私は、上記の誓約事項および同意事項について確認の上、それぞれ誓約し、および同意します。

申請者 住所  
氏名

印

別記様式第1号(裏)中「運転免許証」の右に「、個人番号カード」を加え、

「(2) 離職関係書類 2年以内に離職し、または事業を廃止したことを確認することができる書類の写し」を

「(2) 離職関係書類 下記のいずれかの書類

- ・ 2年以内に離職し、または事業を廃止したことを確認することができる書類の写し
- ・ 申請日において就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職または廃業の場合と同等程度の状況にあることを確認できる書類の写し

改める。

別記様式第6号中「就職活動」を「求職活動等(生活困窮者自立支援法施行規則第3条第2号に該当する者については、(1)に限る。)」に改め、同様式中注2を注3とし、注1の次に注2として次のように加える。

- 2 生活困窮者自立支援法施行規則第3条第2号に該当する者については、収入額を確認することができる書類を、毎月提出してください。

別記様式第14号の次に次の4様式を加える。

様式第14号の2 (第9条の2関係)

生活困窮者住居確保給付金支給中断届

私は、下記のとおり疾病または負傷のため、求職活動等を行うことが困難であることを届け出ます。  
この届出によって、生活困窮者住居確保給付金の支給が中断されることについて承諾します。

(宛先)

健康福祉事務所長

年 月 日

フリガナ

氏 名

㊞

住 所

生年月日

電話番号

心身の状況について

医療機関受診年月日	年 月 日
病名(治療期間の目途)	
中 断 日	年 月 日
次回面談等(予定)日	年 月 日

生活困窮者住居確保給付金の支給状況

支給開始月	年 月から( 年 月家賃相当分から)
支給額	月額 円

添付書類

疾病または負傷により求職活動等を行うことが困難である旨を証明する文書(医師が交付した診断書等)

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

## 様式第14号の3 (第9条の2関係)

第 号  
年 月 日

様

健康福祉事務所長



## 生活困窮者住居確保給付金支給中断通知書

年 月 日付け第 号により支給決定した生活困窮者住居確保給付金について、下記のとおり支給を中断することとしたので通知します。

## 記

1 支給中断時期 年 月 ( 年 月家賃相当分) から

2 支給中断の理由

注1 生活困窮者住居確保給付金の支給の中断を決定した日から、原則1月に一度、健康福祉事務所に連絡を行い、体調および生活の状況について報告を行ってください。健康福祉事務所への連絡等を怠った場合は、生活困窮者住居確保給付金の支給を中止する場合があります。

2 心身の回復後に求職活動等を再開でき、生活困窮者住居確保給付金の支給要件に該当する場合は、生活困窮者住居確保給付金の支給を再開することができます。生活困窮者住居確保給付金の支給の再開を希望する場合は、生活困窮者住居確保給付金支給再開申請書(疾病または負傷)(別記様式第14号の4)を健康福祉事務所長宛て提出してください。

3 生活困窮者住居確保給付金の中断期間は、中断を決定した日から最大2年間です。2年を経過しても生活困窮者住居確保給付金の支給を再開できない場合は、生活困窮者住居確保給付金の支給を中止します。

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に知事に対し審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に滋賀県を被告として(滋賀県知事が被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、これらの期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第14号の4 (第9条の2関係)

(表)

生活困窮者住居確保給付金支給再開申請書(疾病または負傷)

私は、求職活動等の再開に伴い、生活困窮者住居確保給付金の支給の再開の決定を受けたいので、必要書類を添えて申請します。

(宛先)

健康福祉事務所長

年 月 日

フリガナ

氏 名

㊞

住 所

生年月日

電話番号

中断・再開の状況

申 請 番 号	
中 断 決 定 日	年 月 日
再 開 を 希 望 し た 面 談 日	年 月 日
求 職 活 動 等 を 再 開 する 日 ( 予 定 )	年 月 日

添付書類

- (1) 申請者の住所を確認することができる書類の写し
- (2) 申請者および申請者と同一の世帯に属する者のうち収入があるものについて、その収入の額を確認することができる書類の写し
- (3) 申請者および申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し

(裏)

(同意事項)

- 1 申請内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって生活困窮者住居確保給付金を受け、または受けようとしたときは、以後生活困窮者住居確保給付金を受けることができなくなるだけでなく、不正受給した金額の全部または一部を徴収します。
- 2 受給中は、求職活動等要件を満たすことまたは健康福祉事務所長が作成する計画に基づく就労支援を受けること。
- 3 生活困窮者住居確保給付金の支給に関して必要な範囲で、生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号。以下「法」という。)第21条第1項または第2項の規定に基づき報告等を求めることがあります。
- 4 生活困窮者住居確保給付金の支給決定に必要な範囲で、法第22条第1項または第2項の規定に基づき健康福祉事務所から資産または収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧もしくは資料の提供を求め、または銀行、信託会社その他の機関もしくは離職した事業主その他関係者に対し報告を求めることがあります。
- 5 生活困窮者住居確保給付金の支給決定に必要な範囲で、法第22条第1項または第2項の規定に基づき申請者が居住する住宅を賃貸する者に対し入居状況について報告を求めることがあります。
- 6 生活困窮者自立支援法施行規則(平成27年厚生労働省令第16号。以下「施行規則」という。)第14条第2項の規定に基づく就労支援に関する健康福祉事務所長の指示に従わない場合は、支給を中止します。
- 7 施行規則第17条の規定に基づき、生活困窮者住居確保給付金は申請者が居住する住宅を賃貸する者に直接振込みをすることにより申請者に対する支給となります。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。



様式第14号の5(第9条の2関係)

第 号  
年 月 日

様

健康福祉事務所長



## 生活困窮者住居確保給付金支給再開通知書(疾病または負傷)

年 月 日付け第 号により支給を中断した生活困窮者住居確保給付金について、下記のとおり支給を再開することとしたので通知します。

## 記

- 1 支給額 月額 円
- 2 再開後の支給期間 年 月分( 年 月家賃相当分)から  
年 月分( 年 月家賃相当分)まで

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に知事に対し審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に滋賀県を被告として(滋賀県知事が被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、これらの期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第17号中「就職活動」を「求職活動等(生活困窮者自立支援法施行規則第3条第2号に該当する者については、(i)に限る。)」に改め、同様式中注2を注3とし、注1の次に注2として次のように加える。

2 生活困窮者自立支援法施行規則第3条第2号に該当する者については、収入額を確認することができる書類を、毎月提出してください。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の滋賀県生活困窮者自立支援法施行細則の規定は、令和2年4月20日から適用する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県生活困窮者自立支援法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

告 示

滋賀県告示第328号

滋賀県税条例(昭和25年滋賀県条例第55号)第13条第1項の規定により、県税に係る申告、申請、請求その他書類の提出(審査請求に関するものを除く。)または納付もしくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所または居所(納税者が法人等である場合は、法人税に係る納税地(本店または主たる事務所の所在地以外を納税地と指定されている場合においては、当該本店または主たる事務所の所在地を含む。))を有する者に係るもので、その期限が令和2年7月4日以降に到来するものについては、個人の県民税、自動車税の環境性能割および種別割(賦課期日後に納税義務が発生したものに限る。)ならびに狩猟税に係るものを除き、その期限を別に告示で定める期日まで延長する。

令和2年8月21日

滋賀県知事 三日月 大 造

都道府県名	指 定 地 域
熊本県	人吉市 球磨郡球磨村 球磨郡山江村 球磨郡相良村 球磨郡錦町 球磨郡あさぎり町 球磨郡多良木町 球磨郡湯前町 球磨郡水上村 球磨郡五木村 八代市坂本町 葦北郡芦北町

滋賀県告示第329号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和2年8月21日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	名 称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	事業所番号	廃止年月日
ルナハイツ	甲賀市信楽町牧579	社会福祉法人しがらき会	甲賀市信楽町神山534-8	共同生活援助	2521400099	令和2.4.1
エムハイツ	甲賀市信楽町西144	社会福祉法人しがらき会	甲賀市信楽町神山534-8	共同生活援助	2521400123	令和2.4.1

楓生	甲賀市水口町 虫生野996-9	社会福祉法人 しがらき会	甲賀市信楽町神 山534-8	共同生活援助	2521400255	令和2.4.1
たんぼぼ作 業所	彦根市賀田山 町522-1	社会福祉法人 ひかり福祉会	長浜市鳥羽上町 68番地1	就労継続支援B 型	2510200021	令和2.8.31

滋賀県告示第330号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和2年8月21日から令和2年9月4日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年8月21日

滋賀県知事 三日月 大造

道路 の 種類	路線名	道路の区域				
		区 間	変更の 前後の 別	敷地 の 幅員	延長	備 考
県道	賀田山安食西線	彦根市賀田山町字四の坪1428 番地先から	変更後	最小 10.3m 最大 10.3m	167.5m	う回路撤去に伴う道路区域の変更 なお、現道の供用は従前のとおり
		彦根市賀田山町字四の坪1423 番地先まで	変更前	最小 10.3m 最大 25.1m		

滋賀県告示第331号

滋賀県流域治水の推進に関する条例(平成26年滋賀県条例第55号)第13条第1項の規定により、浸水警戒区域を次のとおり指定する。

令和2年8月21日

滋賀県知事 三日月 大造

1 浸水警戒区域

- (1) 区域の所在地 東近江市きぬがさ町
- (2) 区域の表示 次の図のとおり

2 浸水警戒区域における想定水位 次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部流域政策局流域治水政策室、滋賀県東近江土木事務所および東近江市役所都市整備部管理課に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

第49回採石業務管理者試験実施公告

採石法(昭和25年法律第291号)第32条の13の規定に基づき、第49回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

令和2年8月21日

滋賀県知事 三日月 大造

1 試験日時 令和2年10月9日(金)午前10時から正午まで

2 試験場所 滋賀県庁新館7階大会議室(大津市京町四丁目1番1号)

3 試験科目

- (1) 岩石の採取に関する法令事項(環境保全関係法令事項を含む。)
- (2) 岩石の採取に関する技術的な事項(岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ(脱水処理に伴

って生ずる湿状の岩石粉)の処理、廃土および廃石の堆積ならびに採掘終了時の措置に関する技術的な事項)

- 4 出題形式 選択式筆記試験とする。なお、出題数は、法令問題10問(全問必須問題)および技術問題15問(5問の必須問題および10問から5問を選択して解答する選択問題)とする。
- 5 願書配布 令和2年8月28日(金)から滋賀県商工観光労働部モノづくり振興課および各合同庁舎(滋賀県総務部総務事務・厚生課南部総務経理係、甲賀総務経理係、東近江総務経理係、湖東総務経理係、湖北総務経理係、高島総務経理係)で配布する。  
 ※ 願書は、県ホームページからダウンロードすることも可能とする (<http://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/download/302869/104052.html>)。
- 6 願書受付期間 令和2年8月28日(金)から令和2年9月25日(金)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで  
 郵送の場合は、令和2年9月25日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける(簡易書留とし、封筒の表面に「採石業務管理者試験願書在中」と朱書きすること。)  
 なお、令和2年10月2日(金)までに受験票が届かない場合は、7に示す問合せ先まで問い合わせること。
- 7 願書受付場所および問合せ先 滋賀県商工観光労働部モノづくり振興課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3793
- 8 提出書類
  - (1) 受験願書 1通
  - (2) 受験整理票 1通  
 写真貼付欄に出願前6か月以内に撮影した手札サイズ(縦12センチメートル、横9センチメートル)の正面上半身脱帽時の写真を貼付すること(写真の裏面には氏名を記載すること。)
  - (3) 受験票 1通  
 住所欄および氏名欄を記入すること。受験票は手続完了後に郵送するので、あらかじめ出願者の宛名を記入の上、63円切手を貼付して提出すること。  
 ※ 受験票を県ホームページからダウンロードして使用する場合は、所定の欄に記入の上、該当部分を切り取り、通常はがき裏面にのり付けをして提出すること。
- 9 受験手数料 8,100円  
 滋賀県収入証紙を受験願書に貼付することによって納付すること。なお、納付した受験手数料は、理由のいかんを問わず返還しない。
- 10 合格発表 令和2年10月30日(金)に県庁前掲示板に掲示するほか、本人宛てに通知する。
- 11 その他 新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響により、試験の実施方法等を変更することがある。その場合は、県ホームページ等に掲載する。

-----  
**県営土地改良事業に係る特別減歩指定公告**

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定により、県営〔尻無北部〕地区土地改良事業の施行において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地は、地積を特に減じて換地を定める土地として指定した。

令和2年8月21日

滋賀県知事 三日月 大造

従前の土地の表示

市	町	大字	字	地番	地目	用途	地積(m <sup>2</sup> )	特に減ずる地積(m <sup>2</sup> )	摘要
東近江市	尻無町		東畑	48	田	田	932	10	
〃	〃		〃	338	〃	〃	1,028	11	
〃	〃		西畑	293	〃	〃	961	15	
〃	〃		〃	286	〃	〃	799	19	
〃	〃		東畑	1847	〃	〃	1,041	21	
〃	〃		西畑	317	〃	〃	714	6	
〃	〃		〃	312	〃	〃	479	21	
〃	〃		〃	291	〃	〃	880	8	
〃	〃		東畑	44	〃	〃	869	26	

〃	〃		西畑	319	〃	〃	799	42	
〃	〃		〃	137	〃	〃	578	49	
〃	〃		〃	1707	畑	〃	456	16	
〃	〃		東畑	418	〃	〃	1,616	9	
〃	〃		西畑	288	田	〃	585	16	
〃	〃		〃	292	〃	〃	819	34	
〃	〃		東畑	361	〃	〃	912	24	
〃	〃		〃	1755	〃	〃	991	28	
〃	〃		〃	1765	〃	〃	1,236	58	
〃	〃		西畑	279	〃	〃	206	26	
〃	〃		東畑	370	〃	〃	614	13	
〃	〃		西畑	155	〃	〃	390	26	
〃	〃		〃	156	〃	〃	919	37	
〃	〃		〃	1671	畑	〃	945	5	
〃	〃		〃	1683	〃	〃	1,461	10	
〃	〃		〃	142	田	〃	674	16	
〃	〃		東畑	1757	〃	〃	991	8	
〃	〃		西畑	1684	畑	〃	1,051	6	
〃	〃		〃	148	田	〃	846	30	
〃	〃		東畑	1774	〃	〃	991	28	
〃	〃		西畑	332	〃	〃	1,199	24	
〃	〃		東畑	410	〃	〃	885	49	
〃	〃		西畑	138	〃	〃	895	18	
〃	〃		東畑	342	〃	〃	446	5	
〃	〃		〃	1789	〃	〃	919	13	
〃	〃		〃	358	〃	〃	1,005	6	
〃	〃		〃	392	〃	〃	2,066	39	
〃	〃		〃	1801	〃	〃	1,090	33	
〃	〃		〃	45	〃	〃	1,338	23	
〃	〃		西畑	323	〃	〃	829	19	
〃	〃		〃	144	〃	〃	905	60	
〃	〃		〃	1673	畑	〃	1,107	108	
〃	〃		東畑	1778	田	〃	991	47	
〃	〃		西畑	1681	〃	〃	1,239	23	
〃	〃		東畑	369	〃	〃	1,117	13	
〃	〃		〃	1794	〃	〃	991	23	
〃	〃		〃	1772	〃	〃	991	23	
〃	〃		〃	403	〃	〃	1,180	26	
〃	〃		西畑	268番2	原野	〃	948	4	
〃	〃		東畑	406	田	〃	1,447	6	

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、測量計画機関である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和2年8月21日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(用地測量)
- 2 作業の地域 長浜市西浅井町菅浦地先
- 3 作業の終了日 令和2年2月3日

**公共測量終了公告**

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、測量計画機関である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和2年8月21日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(用地測量)
- 2 作業の地域 長浜市西浅井町菅浦地先
- 3 作業の終了日 令和2年7月21日

**都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和2年8月21日

滋賀県知事 三日月 大造

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
長浜市高月町森本100 太陽運輸株式会社 代表取締役 竹備裕二 愛知県小牧市新小木三丁目 20番地 愛知陸運株式会社 代表取締役社長 山崎義雄	蒲生郡竜王町大字山之上字 馬道629番、648番1	8,323.61㎡	令和2.8.7	6549

**農業農村振興事務所公告****土地改良区定款変更認可公告**

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、玉緒中部土地改良区の定款の変更は、令和2年8月7日に認可した。

令和2年8月21日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長 山本孝司